

奈良県高等学校等修学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十号

奈良県高等学校等修学等支援基金条例の一部を改正する条例

奈良県高等学校等修学等支援基金条例（平成二十一年十月奈良県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （奈良県特別会計設置条例の一部改正）
- 2 奈良県特別会計設置条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
- 附則第二項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改める。